

国際法務総合センター維持管理・運営事業を，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）第7条の規定に基づき，特定事業として選定したので，P F I 法第11条第1項の規定により，客観的な評価の結果を公表します。

平成28年3月7日

法務大臣 岩城 光英

国際法務総合センター維持管理・運営事業 特定事業の選定について

1 事業名称

国際法務総合センター維持管理・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

法務大臣 岩城 光英

3 事業方式

国際法務総合センター維持管理・運営業務（以下「本事業」という。）は、新たに移転・集約整備を行う法務省（以下「国」という。）所管の複数の行政機関（法務総合研究所所管の研修所，公安調査庁所管の研修所並びに矯正局所管の研修所及び矯正施設）を一体として，選定事業者（以下「事業者」という。）が，P F I 法に基づき，維持管理及び運営業務の一部を実施する。

4 事業の内容

本事業で事業者が実施する主な業務は，以下に掲げるとおりである。

- (1) 総括マネジメント業務
- (2) 運営準備支援業務
- (3) 施設維持管理業務（建築物保守・管理業務，建築設備保守・管理・運転監視業務，エネルギーマネジメント業務）
- (4) 運営業務（総務業務，収容関連サービス業務，医療業務支援）

5 事業期間

事業契約後から平成39年3月まで（約11年間）。

6 事業者の収入

事業者は，本事業において，対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであるため，国は，事業者が独立採算事業として実施するものを除き，事業者の実施に係る対価を一体のものとしたP F I 事業費を本事業の維持管理・運営期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし，事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については，これを無償とする。

なお，本事業のうち，独立採算業務として実施する職員食堂運営及び研修員等に係る寝具の洗濯業務に係る全ての費用・資産（光熱水費を含む。）は事業者が負担・保有することとし，P F I 事業費に含まないものとする。

7 公共施設等の立地条件及び規模

(1) 立地条件

地名地番	東京都昭島市築地町
敷地面積	約9.1万㎡
用途地域等	第2種住居地域

(2) 施設の概要

国際法務総合センターを構成する各施設の概要は以下のとおりである。

施設名	敷地面積	延床面積	被収容者数(想定)	その他
矯正医療センター(仮称)	30,841.27㎡	49,530.92㎡	580人	
矯正研修所	20,339.87㎡	18,612.72㎡	—	研修定員(想定)400人
職員宿舎	22,724.00㎡	24,275.85㎡		354戸
児童公園	4,584.77㎡			
国連アジア極東犯罪防止研修所	9,002.68㎡	10,707.05㎡	—	研修定員(想定)55人
公安調査庁研修所	4,000.19㎡	5,490.71㎡	—	研修定員(想定)80人
合計	91,492.78㎡	108,617.25㎡	580人	

8 P F I 事業として実施することの定量的評価

本事業について、その実施方針に基づき、国が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合を比較し、P F I 事業により得られる定量的効果について分析を行った。

なお、以下の前提条件は仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

項目	国が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合	算出根拠
①維持管理に関する費用	○施設維持管理費 ・建築物保守・管理業務費 ・建築設備保守・管理・運転監視業務費 ・エネルギーマネジメント業務費	○施設維持管理費 ・建築物保守・管理業務費 ・建築設備保守・管理・運転監視業務費 ・エネルギーマネジメント業務費	・国が直接実施する場合については、移転元現行施設のこれまでの業務実績及び市場調査等をもとに設定した。 ・P F I 事業として実施する場合については、一括発注・長期契約により効率化が図られ、民間事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト削減を想定して設定した。
②運営に関する費用	○総務業務費 ・庶務・経理等事務支援業務費	○総務業務費 ・庶務・経理等事務支援業務費	・国が直接実施する場合については、移転元現行施設のこれまでの業務実績及び市場調査等をも

	・自動車運転業務費 ・警備業務費 ○収容関連サービス業務費 ・給食業務費 ・衣類・寝具等の提供業務費 ・清掃・環境整備業務費 ・理容等費 ○医療業務支援費 ・医療情報システム業務費 ・医療機器等の整備，維持管理及び更新業務費 ・医療器具の滅菌及び消毒業務費 ・医薬品・診療材料等の管理・搬送業務費 ・医療関係事務 ・人工透析業務	・自動車運転業務費 ・警備業務費 ○収容関連サービス業務費 ・給食業務費 ・衣類・寝具等の提供業務費 ・清掃・環境整備業務費 ・理容等費 ○医療業務支援費 ・医療情報システム業務費 ・医療機器等の整備，維持管理及び更新業務費 ・医療器具の滅菌及び消毒業務費 ・医薬品・診療材料等の管理・搬送業務費 ・医療関係事務 ・人工透析業務	とに設定した。 ・P F I 事業として実施する場合には，一括発注・長期契約により効率化が図られ，民間事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト縮減を想定して設定した。
③資金調達に係る事項		○資本金 ○金融機関借入金	
④その他の費用		○S P C 運営費 ○租税公課 ○アドバイザー費 ○モニタリング費	・S P C 運営費等は，他のP F I 事業の実績等を参考として設定した。
⑤共通条件	○事業期間 約11年間 ○割引率 4.0% ○物価上昇率 0.15% ○適切な調整 国が支払う消費税のうち，国税相当分並びに事業者が支払う法人税及び消費税のうち，国税相当分を還元する。		

(2) 算出方法及び定量的評価の結果

上記(1)の前提条件を基に，国が直接実施する場合の国の財政負担見込額と，P F I 事業として実施する場合の国の財政負担見込額を，事業期間にわたり年度別に算出し，現在価値換算額で比較した。

この結果，本事業をP F I 事業として実施する場合には，国が直接実施する場合に比べて，本事業に係るコストが2.1%程度軽減されることが期待できる。

9 P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合には，次のような定性的効果が期待される。

(1) 民間資金の活用による財政負担の平準化

- (2) 移転集約する各行政機関，各矯正施設に共通する業務を，P F I 事業として一括して複数年次にわたる事業とすることによる業務の効率化及び国職員の増員抑制
- (3) 民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用することによる安全で適正な給食・洗濯サービス等の提供及び一般社会における医療水準に対応した適正な矯正医療の実現
- (4) 地域との共生を目指したP F I 事業とすることによる地域雇用及び民間が調達する食材，備品等の地元調達の促進

10 P F I 事業として実施することの総合評価

本事業をP F I 事業として実施することにより，定量的及び定性的効果を期待できることから，P F I 事業として実施することが適当であると認め，P F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。